

総人1-1

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例第3条第1項		
担当課	人権推進課	処分権者	市長
標準処理期間	2日	設定日	平成8年4月1日
審査基準			
人権交流プラザ使用の許可は、条例第4条の各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。			
1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるととき。 2 施設、設備若しくは備品等を滅失し、又は損傷するおそれがあると認めるととき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるととき。なお、「暴力団の利益となると認めるととき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会などの会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うときなどが挙げられる。 4 前3号に掲げるもののほか、人権交流プラザの管理上支障があると認めるととき。			
ここで、「管理上支障がある」とは、1から3までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。			
つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は人権交流プラザ設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。			
変更日 平成12年4月1日 変更日 平成21年4月1日 変更日 平成24年4月1日			

総人1-2

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例第6条		
担当課	人権推進課	処分権者	市長
標準処理期間	2日	設定日	平成8年4月1日
審査基準			
使用料の減免は、条例第6条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。			
ここで、「公益上特に必要と認められる」とは、人権交流プラザの設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。			
これに該当するときは、減額の程度を全免とする。			
1 市又は市の機関が主催する行事に使用する場合 2 人権啓発の推進、市民交流の促進のための事業として使用する場合。ただし、営利を目的とする場合又は有料で講演会、講習会等を開催する場合は除く。 3 その他特に市長が必要と認める場合			
変更日 平成12年4月1日 変更日 平成21年4月1日			

総人1－3

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例第8条第1項第2号		
担当課	人権推進課	処分権者	市長
標準処理期間	2日	設定日	平成21年4月1日

審査基準

印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて、審査し、決定する。

- 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。
- 2 人権交流プラザで当該行為を行う必要性があり、かつ、人権交流プラザの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。

総人1－4

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市人権交流プラザの設置及び管理に関する条例第9条		
担当課	人権推進課	処分権者	市長
標準処理期間	2日	設定日	平成8年4月1日

審査基準

既納使用料の返還は、条例第9条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。

- 1 災害又は使用者の責めに帰さない理由に基づいて使用を中止したとき。
ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、人権交流プラザ自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合などをいう。
- 2 1に準ずるような理由により特に返還することを適当と認めたとき。
なお、返還する額は個々のケースにより判断する。

変更日 平成21年4月1日

総人1－5

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市人権福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項		
担当課	人権推進課	処分権者	市長
標準処理期間	2日	設定日	平成8年4月1日
審査基準			
人権福祉センターの使用の許可は、条例第5条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。			
1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 2 施設、設備若しくは備品等を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるととき。なお、「暴力団の利益となると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会などの会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うときなどが挙げられる。 4 前3号に掲げるもののほか、人権福祉センターの管理上支障があると認められるとき。			
ここで、「管理上支障がある」とは、1から3までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。			
つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は人権福祉センター設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。			
変更日 平成12年4月1日 変更日 平成24年4月1日			

総人1－6

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市人権福祉センターの設置及び管理に関する条例第7条		
担当課	人権推進課	処分権者	市長
標準処理期間	2日	設定日	平成8年4月1日
審査基準			
「使用料の減免」は、条例第7条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。			
ここで、「公益上特に必要と認められる」とは、人権福祉センターの設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。			
これに該当するときは、減額の程度を全免とする。			
1 市又は市の機関が主催する行事に使用する場合 2 地域における人権啓発及び福祉活動並びに市民交流の促進のための事業として使用する場合。 ただし、営利を目的とする場合又は有料で講演会、講習会等を開催する場合は除く。 3 その他特に市長が必要と認める場合			

総人1－7

許認可等の内容	商行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市人権福祉センターの設置及び管理に関する条例第9条第1項第2号		
担当課	人権推進課	処分権者	市長
標準処理期間	2日	設定日	平成12年4月1日

審査基準

商行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。

- 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。
- 2 人権福祉センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、人権福祉センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における講師の著書の販売などがある。

変更日 平成12年4月1日

総人1－8

許認可等の内容	印刷物等の掲示等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市人権福祉センターの設置及び管理に関する条例第9条第1項第4号		
担当課	人権推進課	処分権者	市長
標準処理期間	2日	設定日	平成12年4月1日

審査基準

印刷物の掲示等の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。

- 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。
 - 2 人権福祉センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、人権福祉センターの用途、目的を妨げないと認められること。
- 具体的には、講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における広報用ポスターの掲示などがある。

総人1-9

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市人権福祉センターの設置及び管理に関する条例第10条		
担当課	人権推進課	処分権者	市長
標準処理期間	2日	設定日	平成8年4月1日

審査基準

既納使用料の返還は、条例第10条ただし書の規定により、災害若しくは使用者の責に帰さない理由に基づいて使用を中止した場合で特に返還することを相当と認められるかどうかについて審査し、決定する。

ここで、「使用者の責に帰さない理由」とは、人権福祉センター自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合などをいう。

なお、返還する額は個々のケースにより判断する。